

参 考 厚生年金の報酬比例部分の清算および激変緩和措置について

1. 厚生年金の報酬比例部分の清算*

- (1) 若年層は改革実施時から、一定年齢以上の者は新基礎年金の受給開始年齢到来時(65歳)から、払戻しを開始する。
- (2) 個人と事業主の負担分は、「個人分を個人に、事業主分も個人に」払戻す。
- (3) 払戻保険料は、既払保険料から、受給者の既受給額、払込保険料のうち受給権消滅分(死亡者)、基礎年金部分相当額を控除した額とする。
- (4) 前記により算出した払戻保険料は280兆円(1999年度末に清算を実施した場合:1999年度価格)払戻不足額110兆円は、払戻期間等に応じて、国債を弾力的に発行して調達する。
- $$(\text{払戻保険料 } 280 \text{ 兆円}) - (\text{積立金 } 170 \text{ 兆円}) = (\text{不足額 } 110 \text{ 兆円})$$

2. 激変緩和措置*

- (1) 年金制度抜本改革に伴う激変緩和措置として、受給者に“終身特例手当”を支払う。
終身特例手当は、改革実施に伴う経過措置と位置付ける。
支払対象者は、改革実施時点の全受給者(60歳以上の者)
支払月額は、以下の算式により決定し終身にわたり支払う(上限6万円)
終身特例手当 = ((厚生年金受給額) - (新基礎年金7万円)) × 0.5
新基礎年金(一律7万円)と終身特例手当(上限6万円)の合計
例1: 単身世帯(本人が第2号被保険者) 月額上限13万円
例2: 夫婦世帯(夫が2号、妻が3号) 月額上限20万円
例3: 夫婦世帯(夫が2号、妻も2号) 月額上限26万円
- (2) 支払要件として、所得調査や資力調査は行わない。
- (3) 支払財源は、改革時点の受給者に対する厚生年金払戻保険料を充当する。
払戻保険料280兆円の内訳: 加入者に払戻すべき保険料240兆円
受給者に払戻すべき保険料40兆円

* 詳細は、2002年度社会保障改革委員会提言を参照。